

令和 8 年第 6 回日南町議会定例会

陳 情 文 書 表

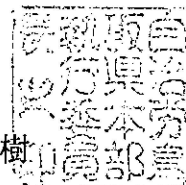
受理番号	受理年月日	件名	陳情の要旨	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第 1 号	令和 8 年 5 月 25 日	地方財政の充実・強化を求める陳情	別紙写し のとおり	鳥取県鳥取市南町 505 番地 自治労鳥取県本部 執行委員長 三浦敏樹 ほか 1 名	総務教育常任委員会
第 2 号	令和 8 年 8 月 17 日	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027 年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情	別紙写し のとおり	鳥取県米子市米原 2 丁目 3 番 20 号 鳥取県教職員組合西部支部 支部長 西田周郎 ほか 1 名	総務教育常任委員会
第 3 号	令和 8 年 8 月 21 日	非核三原則の堅持を求める陳情	別紙写し のとおり	鳥取県鳥取市南町 505 番地 自治労鳥取県本部 執行委員長 三浦敏樹 ほか 1 名	総務教育常任委員会



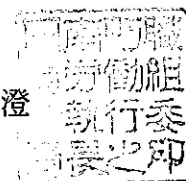
自治労鳥取発第261号
2026年5月25日

日南町町議会議長 山本芳昭様

(陳情者) 鳥取市南町 505 番地
自治労鳥取県本部
執行委員長 三浦敏樹



日野郡日南町霞 800 番地
日南町職員労働組合
執行委員長代理 中嶋香澄



地方財政の充実・強化を求める陳情

〔陳情趣旨〕

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。2026年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、2027年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

〔陳情事項〕

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。加えて、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。



3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。
6. 2027年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。
7. 会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。
8. 自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
10. 地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講じること。
11. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
12. 自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

〔提 出 先〕 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）

地方財政の充実・強化を求める意見書（モデル案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。2026年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、2027年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

〔陳情事項〕

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。加えて、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。
6. 2027年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。
7. 会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。

8. 自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体 DX にともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

10. 地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講じること。

11. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

12. 自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

2026 年 6 月 日

県市町村議会

<提出先>

森 英介	衆議院議長	〒100-0014	千代田区永田町 1-7-1	衆議院内
関口 昌一	参議院議長	〒100-0014	千代田区永田町 1-7-1	参議院内
高市 早苗	内閣総理大臣	〒100-8914	千代田区永田町 1-6-1	内閣府内
片山 さつき	財務大臣	〒100-8940	千代田区霞が関 3-1-1	財務省内
林 芳正	総務大臣	〒100-8926	千代田区霞が関 2-1-2	総務省内
上野 賢一郎	厚生労働大臣	〒100-8916	千代田区霞が関 1-2-2	厚労省内
金子 恭之	国土交通大臣	〒100-8918	千代田区霞が関 2-1-3	国交省内
松本 尚	デジタル大臣	〒102-0094	千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町	デジタル庁内

黄川田 仁志 内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助） 〒100-8914 千代田区永田町 1-6-1 内閣府内

地方自治法第 99 条に基づく意見書採択の取り組みについて (参考資料)

①取り組みの意義

政府予算編成スケジュールでは、まず 6 月にいわゆる「骨太方針」が閣議決定され、翌年にむけた政府全体の基本的な方針が示されます。その後、8 月には各省からの「概算要求」が取りまとめられ、年末の財務省・各省間の最終的な協議を経て、地方財政対策そして翌年の地方財政計画が総務省より公表されることになります。地方財政確立にむけた取り組みは、こうした政府の予算編成のスケジュールに合わせて進めることが重要です。

地方自治法第 99 条では、議会の意見書提出権について「地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」旨を定めています。これは、「自治体の事務に属するものに限らず、自治体の公益に関係するすべての事項に及び得る」とされ、意見書を受けた国や関係省庁には受理の義務があると解されています。

意見書採択を行う目的は、政府全体の予算感が示される 6 月を一定のめどに、各地方議会から地方財政の重要性を直接国に訴えることにあり、一つでも多くの地方議会で採択を進めることが地方財政の確立につながります。

このモデル案については、基本的な部分は例年同様の内容となっていますが、その時々状況により毎年修正をしています。総務省自治財政局等で予算案を編成する際は、こうした地方意見書の集約状況を必ず確認した上で対応されるといいます。意見書の採択を継続して行うことは、地方自治に対する視点を自治体側が強く持っていることの裏付けとしても重要となっています。

②モデル案の解説

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実はかること。

<解説>

2026 年度の地方財政計画については、一般財源総額が交付団体ベースで約 67.5 兆円（前年度比 3.7 兆円増）と前年度を上回る水準が確保されました。地方交付税総額は 20.2 兆円と前年度から 1.2 兆円の増額となりました。自治労をはじめとして地方団体が求めてきた物価高・官公需の価格転嫁への対応、地方公務員の人件費の確保、インフラ整備や公立病院への支援などについて一定程度反映されており、方向性として評価できる内容となっています。

一般財源総額については政府方針で 2025 年度から 2027 年度について 2024 年度の水
準を下回らない実質的に同水準を確保するという「一般財源総額実質同水準ルール」
がありますが、2026 年度の一般財政総額の伸びをみる限り、同水準ルールを超えた
積極的な対策が講じられたと思われます。

2027 年度の地方財政対策についても、自治体の行政コスト上昇に的確に対応できる
措置が必要であることから、同水準ルールの見直しを含めて、より積極的な財源確保
を求める必要があります。

2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、
より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していること
から、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかるこ
と。加えて、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支
える財政措置を講じること。

<解説>

2025 年 12 月、地方財政審議会が総務大臣に提出した意見書においても「社会保障
関係費については、高齢化の更なる進展等に加え、物価の上昇や人件費の増加等を踏
まえた診療報酬の改定により、一層増加することが見込まれており、今後も国の法令
や制度に基づいて義務的に生じる社会保障関係費に係る地方負担はますます大きく
なることが想定される」と指摘しています。

2026 年度地方財政計画では、一般行政経費総額は前年比で実質 4%の伸びとなり、
単独事業は約 14 兆 4000 億円で実質的な伸び率では 3 年連続で 2%以上の伸びとなっ
ていることは方向性として評価できます。

地方単独事業には国の制度の不完全性を補完する役割があり、その対象も保育・子育
て支援をはじめ、その他、予防・健診、救急医療、生活保護、障害福祉など多岐に渡
っていることから、今後も引き続き地方単独事業費の充実を求める必要があります。
とくに社会保障分野はそれを支える労働者に頼るところが大きいことから、人材確保
の視点に基づき、引き続き要請します。

3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、
より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に
むけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移
譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

<解説>

2025 年度地方財政計画においては、臨時財政対策債の発行額が 2001 年度の制度創
設以来、初めてゼロとなりました。2025 年度に続いて、2026 年度でも臨時財政対策
債の新規発行額をゼロとしたうえで、「臨時財政対策債償還基金費（仮称）」（0.8

兆円)を創設し、交付税特別会計の借入金残高を 2.9 兆円縮減したことは地方財政を健全化が進められていると評価できます。

しかし、地方の債務残高は、減少傾向にあるとはいえ、2025 年度末時点の見込みで約 172 兆円となお巨額となっています。このうち、地方の特例的な債務である臨時財政対策債の残高は約 42 兆円、交付税特別会計借入金の残高は約 26 兆円で、あわせて約 68 兆円に上っており、これらの残高の縮減が地方財政の大きな課題といえます。

地方自治体がより自律的に運営されるためには財源不足を生じさせないこと、地方固有の財源とされる地方交付税総額を引き上げること、すなわち、その原資となる国税収入における法定率を引き上げるといった抜本的な改革が必要です。

地方交付税法においても、普通交付税の総額が著しく不足している場合は、税率(地方交付税率)を引き上げる旨を規定しています。現行の地方交付税率は国税 4 税において、所得税の 33.1%、法人税の 33.1%、酒税の 50%、消費税の 19.5%となっていますが、本来この比率を上げ、地方財源全体を引き上げることが重要です。

とくに消費税は、地方による偏在性が少ない安定的な税源です。その地域で税を納め、その地域で受益する。こうした負担と受益の関係性を希薄化させないためにも、より偏在性の少ない租税のあり方を追求すべきです。

4. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

<解説>

2026 年度の税制改正大綱では、所得税の非課税枠、いわゆる「年収の壁」が 178 万円に引き上げられることが明記されました。地方交付税の影響について懸念する声もあり引き続き注視する必要があります。また、軽油引取税や環境性能割の廃止に伴う地方の減収についても代替となる恒久財源の措置を求めていく必要があります。所得税の 33.1%は地方交付税の原資でもあるため、所得税減税の実施も地方税収に対して間接的な影響が生じます。本来、地方交付税は地方固有の財源と位置付けられており、そのことが国の施策によって損なわれることがあってはなりません。地方の財源に影響する案件については、事前に「国と地方の協議の場」を活用するなどし、国としてより慎重な対応を行うべきであり、国の施策により地方財政に影響がある場合は、必ずその補填をする責任があることを政府に対し示します。

5. 「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。

<解説>

「地方創生推進費」（旧：まち・ひと・しごと創生事業費）の1兆円については、2015年度以降、一般行政経費における補助事業・単独事業とは別枠で計上されてきました。

「まち・ひと・しごと創生事業費」は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられ、2024年度までの時限措置だったため、これまで財源としての安定性に不安がありました。2026年度も1兆円の財源は確保されていますが、その判断は時々々の政権に委ねられた形とも言え、財源としての安定性には依然として不安が残されているため、恒久的財源を求めるものです。

6. 会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。

<解説>

2026年度地方財政計画では、会計年度任用職員の給与等について一般行政経費（単独）から給与関係経費に移し替えがされ、1兆9,600億円が計上されました。従来、物件費扱いとなっていた会計年度任用職員の給与費等が人件費として位置づけられたことは評価できます。また、1兆9,600億円という額は、総務省が事前に実施した実態調査によって積み上げられたものです。

これらの措置は、常勤職員と同時に会計年度任用職員の賃上げも織り込み、より会計年度任用職員の処遇改善の財源が明示された措置ともいえます。引き続き2027年度も必要な財政需要として要請する必要があります。

7. 2027年度の給与改定に備え、十分な給与改定費を措置すること。

<解説>

2026年度地方財政計画では、地方公務員の給与改定について、2025年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費として6,800億円が確保されました（うち会計年度任用職員分が800億円）。さらに、2026年度の給与改定に備えて、一般行政経費（単独）に「給与改善費」（4,000億円）が計上されています。地方公務員の処遇改善を進めるため、引き続き、給与改定費と給与改善費の増額を求めています。

8. 自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

<解説>

政府はDX推進の一環として、自治体業務システムの標準化を推し進めてきました。

この間、強引な移行によって自治体にもベンダーにも多大な負荷が与えられてきたことから、自治労は政府に対して再三にわたり意見反映を行ってきました。政府は当初、ランニングコストの3割削減を掲げていたものの、自治労の調査では実際のランニングコストが2~4倍に跳ね上がったというケースが多く報告されています。2026年度政府予算案では、運用経費の増加分の財政措置が行われていますが、次年度以降の継続した対応を求めます。また、マイナンバーカード普及のため、健康保険証・運転免許証の一体化などが矢継ぎ早に実施され、自治体・利用者間での混乱も生じています。管轄する省庁がそれぞれDX施策を打つことにより、自治体では業務的な混乱が生じていると同時に、省庁ごとに財政補助の範囲が異なり、十分な支援が受けられないといった財政面での不安も高まっています。自治体DXは国策として進められていることを踏まえた責任ある財源措置を求めます。

9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

＜解説＞

国は東京一極集中を是正し、地方創生を進めることを大きな目標としていますが、そのためには地域における交通手段をいかに確保するのが、改めて喫緊の課題として問われています。そうした地域公共交通政策の立案においては、当該自治体の年齢構成、地形、学校や医療施設また商業施設などの分布など、地域の実情に精通している担当者が不可欠なことから、まず公共交通専任担当者の配置にむけた人件費補助の確保が重要です。また、昨年度から自治体が独自のこども・子育て政策を実施できるように、一般行政経費（単独）が1,000億円増額され、普通交付税の新たな算定費目として「こども子育て費」を創設されており、地域公共交通についても、こども・子育て政策と同様に扱われるよう要請します。

10. 地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講じること。※本年度の追加項目

＜解説＞

物価高騰や資材費・光熱費の上昇、医療人材確保に伴う人件費の増大などにより、公立病院の経営は厳しい状況が続いています。公立病院は、不採算医療や救急医療、へき地医療など地域に不可欠な医療を担う重要な役割を果たしており、経営悪化は地域医療体制の維持に深刻な影響を及ぼしかねません。

2026年度地方財政計画では、公立病院が地域に必要な救急医療などを引き続き提供できるように、病院事業に対する繰出金として、約8,300億円（前年度比400億円増）を計上しています。また、資材価格の高騰等による建設事業費の上昇などを踏ま

え、公立病院の新設・建替に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を引き上げました。

2026 年度の財政措置を踏まえて、引き続き、地域医療を安定的に確保する観点から、公立病院に対する十分な財政支援を求めていく必要があります。

11. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

<解説>

総務省は「合併後の市町村の姿の変化に対応した交付税算定」で、2014 年度から 5 年間かけて、支所経費の算定充実、人口密度等の補正係数の引き上げ、標準団体の面積の見直しなどを進め、合併時点で想定されなかった財政需要として 6,700 億円程度を交付税算定に反映させてきました。また合併にかかわらず、2005 年に普通交付税算定から廃止されていた人口急減補正が 2010 年に復活、2016 年に拡充された経緯もあることから、今後も全国的に直面する人口減少問題に備えた対応が求められます。

12. 自治体を実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

<解説>

2026 年度地方財政計画では、物価高・官公需の価格転嫁への対応として、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理の委託費、道路や河川などの維持補修費など、自治体のコスト増に対応するため、5,850 億円が増額計上されました。公共サービスにおける公正労働基準の確立にむけては、従来から取り組んでいる公契約条例の制定運動の推進が必要ですが、今回の予算措置も踏まえ、自治体を実施する事業における適切な人件費の積算がされるよう、2027 年度政府予算にむけても同様の財政支援を求めます。

＜地方議会意見書提出先＞

森 英介 衆議院議長	〒100-0014 千代田区永田町 1-7-1	衆議院内
関口 昌一 参議院議長	〒100-0014 千代田区永田町 1-7-1	参議院内
高市 早苗 内閣総理大臣	〒100-8914 千代田区永田町 1-6-1	内閣府内
片山 さつき 財務大臣	〒100-8940 千代田区霞が関 3-1-1	財務省内
林 芳正 総務大臣	〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2	総務省内
上野 賢一郎 厚生労働大臣	〒100-8916 千代田区霞が関 1-2-2	厚労省内
金子 恭之 国土交通大臣	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	国交省内
松本 尚 デジタル大臣	〒102-0094 千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町	デジタル庁内
黄川田 仁志 内閣府特命担当大臣 (こども政策 少子化対策)	〒100-8914 千代田区永田町 1-6-1	内閣府内 若者活躍 男女共同参画、共生・共助)



日南町議会議長
山本 芳昭 様

2026年 8月17日

(提 出 者)

米子市米原 2 丁目 3 番 20 号

アーバンプラザ1

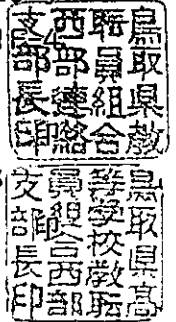
鳥取県教職員組合西部支部

支部長 西田 周郎(代表者)

鳥取県高等学校教職員組合西部支部

支部長 先灘 文広

電話番号 0857-32-4080



ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、 2027年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情

1 要旨

日南町議会として、以下の事項を国の関係機関に要請すること。

- (1) 高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編成標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
- (2) 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- (3) 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配定数の削減は行わないこと。
- (4) 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
- (5) 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

2 理由

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は 28 年度までに 35 人に引き下げられます。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられますが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

こうした観点から、2027年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

意見書案第 号

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

日南町議会議長

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書 案

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は 28 年度までに 35 人に引き下げられます。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられますが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編成標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配定数の削減は行わないこと。
4. 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
5. 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

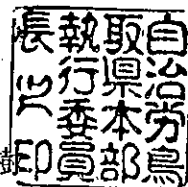
以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。



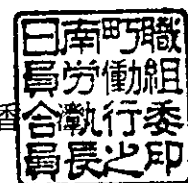
自治労鳥取発第418号
2026年8月21日

日南町議会議長 山本芳昭様

(陳情者) 鳥取市南町 505 番地
自治労鳥取県本部
執行委員長 三浦敏樹



日野郡日南町霞 800 番地
日南町職員労働組合
執行委員長代理 中嶋香



非核三原則の堅持を求める陳情

〔陳情趣旨〕

高市政権は安保3文書の年内改定をめざしており、その中で非核三原則を見直す方向であるとされています。

2025年12月には、安全保障担当の首相官邸幹部の「日本も核を持つべきだ。」との発言が報じられ、本年7月には、小泉防衛大臣が「触れざるを得ない一つは核だ。」「あらゆる政策をタブーなく議論し、進めなければならない。」と発言しました。

また、高市首相は8月6日の広島、同9日の長崎の式典で「我が国は、非核三原則を堅持しており」と述べたものの、今後も堅持するかについては「予断を差し控える」などと明言を避けました。

「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則は、1967年の佐藤栄作首相（当時）の表明に始まり、以来6度に及ぶ国会決議に盛り込まれ、確認されてきた我が国の国是です。

また、2021年に発効した核兵器禁止条約の署名国がすでに95か国にのぼるなど国際社会が「核兵器のない世界」をめざす中、「唯一の戦争被爆国」として牽引的役割を果たすべき日本が非核三原則すら放棄するなど許されることではありません。

我が国ではその国是に自治体も呼応し、長崎市平和推進課が事務局を務める日本非核宣言自治体協議会によると、鳥取県内全市町村と鳥取県を含む1,674の自治体（93.6%）が非核（平和）宣言を行い、核兵器との決別を誓っています。

そして、非核三原則の堅持を求める意見書を採択しようという動きが起こっており、高市政権発足後だけでも少なくとも128議会で意見書が提出され、採択も広がりつつあると報じられています。

自治体職員や公共部門の民間労働者で組織する自治労としても、非核三原則の堅持を求める意見書の採択にむけて下記のとおり意見書の提出を求めます。

〔陳情事項〕

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、1967年に当時の佐

藤榮作内閣総理大臣が国会で表明し、1971年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として位置付けられ、歴代内閣もこれを堅持してきた。

また、我が国は被爆国として「核兵器のない世界」を希求し、1995年以降、毎年国連に核兵器廃絶決議案を提出してきた。さらに、国連の場においても非核三原則を堅持する立場を公式に表明し、我が国及び地域の安定に一定の役割を果たしてきたものと考えられる。

しかしながら、現在、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴う非核三原則の見直しを懸念する声がある。核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は我が国と地域の安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものである。

広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないため、被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない平和な世界」の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命である。

よって、国に対し、非核三原則の堅持を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

〔提出先〕 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書（案）

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、１９６７年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、１９７１年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として位置付けられ、歴代内閣もこれを堅持してきた。

また、我が国は被爆国として「核兵器のない世界」を希求し、１９９５年以降、毎年国連に核兵器廃絶決議案を提出してきた。さらに、国連の場においても非核三原則を堅持する立場を公式に表明し、我が国及び地域の安定に一定の役割を果たしてきたものと考えられる。

しかしながら、現在、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴う非核三原則の見直しを懸念する声がある。核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は我が国と地域の安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものである。

広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないため、被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない平和な世界」の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命である。

よって、本日南町議会は国に対し、非核三原則の堅持を強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和〇年〇年〇〇日

衆議院議長	}	殿
参議院議長		
内閣総理大臣		
法務大臣		
総務大臣		
外務大臣		
防衛大臣		

鳥取県日南町議会議長 山本芳昭